

多賀城市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年5月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査の実施日 令和3年4月19日（月）
- 2 監査の範囲 令和2年度上下水道部たな卸資産の管理
- 3 監査の着眼点 たな卸資産が適切に管理及び保管されているか、かつ各種帳票が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。
- 4 監査の結果 別紙のとおり

令和3年4月実施 上下水道部 定期監査結果（たな卸資産管理）

対 象	上下水道部（たな卸資産の管理）
実 施 日	令和3年4月19日（月）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし